

(略)

東京都監査委員	鈴木	晶	雅
同	藤	井	一
同	友	渕	宗治
同	岩	田	喜美枝
同	松	本	正一郎

平成 29 年 1 月 11 日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。よって、法第 242 条第 4 項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。

本件請求において請求人は、平成 29 年 4 月に開園が予定されている A 保育園（以下「本件保育園」という。）の開園予定地は、かつて暴力団関係者が所有していた土地であり、平成 28 年度渋谷区一般会計補正予算（第 1 号）可決後すぐに当該予定地が売却されたことは、事実上、渋谷区（以下「区」という。）から暴力団関係者への利益供与にあたり、違法・不当であるとして、区から本件保育園へ支出される施設整備に係る補助金（以下「本件区の補助金」という。）の原資に充てられる都の待機児童解消区市町村支援事業補助金（以下「本件都の補助金」という。）の支出の差止め及び法第 242 条第 3 項に定める勧告を求めているものと解される。

ところで、保育所の整備は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）により、基礎的自治体である市町村（特別区を含む。以下「市町村等」という。）が適切に行うこととされ、都道府県は、市町村等の行う業務が適正かつ円滑に行われるよう市町村等に対し、必要な助言及び適切な援助を行うと定められている。

請求人は、本件区の補助金の原資に本件都の補助金が充てられることから、本件都の補助金の支出の差止めを求めているが、平成 24 年 9 月 24 日新潟地方裁判所の判決では、公益財団法人（以下「財団法人」という。）の運用財産の原資が県費であるからといって、財団法人の運用財産自体が公金になるものではないこと、財団法人が行った補助金申請者に対する支出は、財団法人の支出を対象とするものであると解することができ、県の財務会計上の行為を対象とするものとは認められないと判示している。

このことから、請求人が問題とする、本件区の補助金の本件保育園への支出は、区の支出であると解せられ、都の財務会計上の行為にあたるとは認められない。

よって本件請求は、法第 242 条に定める住民監査請求として不適法である。